

障害福祉サービス事業者の指定取消について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法 人 名	株式会社Rosemary
事業所名	マイン（宝塚市）
事業種別	就労継続支援B型
指定年月日	令和4年5月1日

2 処分内容 指定取消

3 処分年月日 令和7年4月28日

4 処分効力発生日 令和7年5月31日

4 処分理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号、第6号、第7号、第11号に該当する事実があったため